

1 学年だより

令和3年4月22日(木)

NO 14

夢の宅配便

小田原市立城山中学校

学年主任 水野喜代治

携帯電話（スマートフォン）の取り扱いについて

スマートフォンなどの携帯電話は、現在の生活に欠かすことのできない通信手段となっています。単に連絡の道具だけでなく、ネットからリアルタイムの情報を手に入れたり、わからないことを調べたり、買い物などの時の決算をしたりすることにも活用しています。しかし、一方では、ネット上に個人の情報を不特定多数に向けて発信したり、プライベートな写真を公開することもできます。このように人権を著しく犯して、取り返しのつかないことにも発展してしまう恐ろしさを持っているのもスマートフォンの特徴です。スマートフォンは便利なツールですが、使い方ひとつで犯罪を引き起こしてしまうものでもあるのです。つまり、スマートフォンを持つことは、安全な使い方をするという責任が生まれます。

未成年の中学生は、まだ、自分で責任を取ることができない年代です。学校という生活の場面では、多くのプライバシーを問われる場面や所有物の管理など個人の責任が問われる場面が出てきます。そこで、校内では、携帯電話の使用を禁止しています。万が一、それらを校内に持ち込んでしまった場合は、教員が預かり、保護者の方に渡すことになっています。万が一、お子様が携帯電話等を持ってきた場合は、学校の指導に理解してご協力いただくようお願いいたします。

お母さん・お父さん・おばあちゃん・おじいちゃん

からのメッセージ！ NO 9

「中学生になった我が子へのメッセージ！」

ペンネーム 水野 T 応援隊

毎日、毎日、本当に楽しく学校に行ってもらいたい！！

勉強が出来なくたって、スポーツ、音楽など苦手だと思う科目があっても、3年間楽しく学校生活を ENJOY!!! して欲しい！！

論語の一部を紹介します。「これを知る者はこれを好む者に如かず。これを好む者はこれを楽しむ者に如かず」… わたしの座右の銘です